

第2期光市子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

みつめ だきしめ かたりあう

～ 心温かい人が育つまち“ひかり”～



令和 2 年
光 市

第6章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定します。

(2) 区域の設定

ア 教育・保育提供区域

第1期計画において市域全体の1区域としており、現在の教育・保育施設の配置で市内の教育・保育の需要を満たしていること、本市は面積においてコンパクトなまちであることから、市域全体の1区域とします。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育事業の提供区域と合わせ、市内全域を提供区域の基本とします。

2 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の利用状況及びアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、保護者の選択に基づき、多様な施設等から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要です。柔軟に子どもを受け入れるための体制が確保されるよう、教育・保育の提供体制を定めます。

【認定区分】

区分	年齢	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定	満3歳以上	—	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり	保育所、認定こども園 ※幼稚園利用も可能
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、 地域型保育事業

【確保方策】

基本的には既存の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）で受け入れ体制を確保し、待機児童ゼロの維持に努めます。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		【実績値】平成30年度				令和2年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		満3歳以上		満1,2歳	0歳	満3歳以上		満1,2歳	0歳
①量の見込み		375	698	370	71	363	678	370	96
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	295	807	373	105	365	823	407	111
	上記以外 (注)	175							
	合計	470	807	373	105	365	823	407	111
②－①		95	109	3	34	2	145	37	15

		令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		満3歳以上		満1,2歳	0歳	満3歳以上		満1,2歳	0歳
①量の見込み		355	664	375	94	347	648	369	92
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	365	823	407	111	365	823	407	111
	上記以外								
	合計	365	823	407	111	365	823	407	111
②－①		10	159	32	17	18	175	38	19

		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		満3歳以上		満1,2歳	0歳	満3歳以上		満1,2歳	0歳
①量の見込み		329	615	364	90	327	612	361	89
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	365	823	407	111	365	823	407	111
	上記以外								
	合計	365	823	407	111	365	823	407	111
②－①		36	208	43	21	38	211	46	22

(注) 上記以外…確認を受けない幼稚園（旧制度の幼稚園）、特定地域型保育事業等

3 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

子育て支援事業等の利用状況やアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業（光市子ども相談センターきゅっと）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子ども及び保護者の利用や母子保健の相談に応じ、子育て家庭が適切な施設や事業を選択し円滑に利用できるよう、必要な助言をし、関係機関との連絡調整をするなど、利用者支援専門員や母子保健コーディネーター等による妊娠前から子育て期にわたる総合的な利用者支援をワンストップで行います。

【確保方策】

「光市子ども相談センターきゅっと」にて利用者支援事業を行います。

【量の見込みと提供体制】

(単位：箇所)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
②確保の内容	光市子ども相談センター	1	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援の拠点として、子育て中の親子の相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供や子育てサークル支援などを行います。

【確保方策】

あいぱーく光のチャイベビステーションを中心に実施するほか、幼稚園や保育所等の身近な場所での支援を継続して実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ人数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		17,642	17,688	17,592	17,208	16,848	16,572
②確保の内容	チャイベビステーション	16,475	15,600	15,400	15,200	15,100	15,000
	その他	1,167	2,088	2,192	2,008	1,748	1,572
	合計	17,642	17,688	17,592	17,208	16,848	16,572

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進のため、妊娠中の14回の健康診査について公費補助を行い、経済的負担軽減を図ることで、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

【確保方策】

県内の医療機関と委託契約を結び提供体制を確保します。県外医療機関受診の場合は健康診査費用を助成します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人、延べ回数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		308 3,773	305 3,965	297 3,861	291 3,783	286 3,718	282 3,666
②確保の内容	医療機関等で健診	308 3,773	305 3,965	297 3,861	291 3,783	286 3,718	282 3,666

※各欄内の数値は、上段：対象者数、下段：健診回数

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に母子保健推進員や保健師が訪問し、育児についての適切な情報提供や相談、見守りを行うことにより、保護者の育児不安等の軽減を図り、母子の健康の保持・増進を図ります。

【確保方策】

現行体制（母子保健推進員や保健師）により実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		306	305	297	291	286	282
②確保の内容	母子保健推進員や保健師の訪問	306	305	297	291	286	282

（５）養育支援訪問、その他要保護児童等の支援に資する事業

子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援をします。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図り、要保護児童等への適切な支援が行えるように努めます。

【確保方策】

現行体制（保健師や助産師、臨床心理士等）により実施します。

【量の見込みと提供体制】

（単位：延べ件数／年）

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		107	61	59	58	57	56
②確保の内容	保健師や助産師、臨床心理士の訪問	107	61	59	58	57	56

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。短期入所生活援助（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。

【確保方策】

県内２施設と委託契約を締結し提供体制を確保します。

【量の見込みと提供体制】

（単位：延べ人数／年）

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		10	7	7	7	7	7
②確保の内容	児童養護施設	10	7	7	7	7	7

（７）ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施し、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進し、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。

【確保方策】

現行体制により実施します。また、多様な依頼に対応できるよう協力会員の確保に努めます。

【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ件数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	乳幼児 預かり	38	31	30	29	28	28
	小学生 預かり	48	51	49	47	47	46
	送迎等	406	483	470	457	447	438
	合計	492	565	549	533	522	512
②確保の内容		492	565	549	533	522	512

(8) 一時預かり事業

保護者の都合により家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を教育・保育施設で一時的に預かり（一般型）、必要な保育を提供します。また、幼稚園の在園児を対象とした、教育時間終了後や長期休業中の預かりに対応する一時預かり（幼稚園型）を実施します。

【確保方策】

一般型は市内の保育所・認定こども園、12園で対応します。

幼稚園型は認定こども園・幼稚園5園で対応します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ人数／年)

一般型		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		882	1,439	1,412	1,349	1,270	1,235
②確保の内容	教育・保育 施設	882	1,439	1,412	1,349	1,270	1,235

幼稚園型		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	5,114	2,729	2,670	2,606	2,471	2,458
	2号認定	0	2,272	2,223	2,170	2,057	2,047
	合計	5,114	5,001	4,893	4,776	4,528	4,505
②確保の内容		5,114	5,001	4,893	4,776	4,528	4,505

※2号認定は、保育認定が受けられる子どもで、幼稚園等を希望して入園する子どもです。

※幼稚園型の確保内容は、一時預かり事業での対応のほか、幼稚園独自で実施している預かり保育による対応分も含みます。

(9) 延長保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、保育所等の開所時間（7時から18時）を超えて子どもを保育します。保育所等によって延長時間は異なりますが、1時間から2時間の延長を実施します。

【確保方策】

市内の保育所12園で対応します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		563	454	449	438	421	417
②確保の内容	保育所等	563	454	449	438	421	417

(10) 病児保育

子どもが病中または病気回復期のため、集団保育が困難な場合で、保護者が就労等により日中の保育ができないときに、病児保育の専用施設で看護師や保育士が一時的に保育します。

【確保方策】

市内1施設で実施します（定員4人／日）。また、県内施設は広域利用が可能です。

【量の見込みと提供体制】

(単位：延べ人数／年)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		291	859	842	820	795	784
②確保の内容	専用施設	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
②－①		869	301	318	340	365	376

(11) 放課後児童クラブ（サンホーム）

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、指導員の指導の下、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。

【確保方策】

市内 9 か所 13 施設で実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		【実績値】 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学校 1～3年生	390	374	365	356	366	352
	小学校 4～6年生	90	70	68	73	66	65
	合計	480	444	433	429	432	417
②確保の内容	小学校 1～3年生		455	455	447	459	459
	小学校 4～6年生		70	68	73	66	65
	合計	501	525	523	520	525	524
②－①		21	81	90	91	93	107

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。それに伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得者世帯に対して、1 号認定の低所得者世帯と同様の負担軽減となるよう、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。また、給食費（副食材料費）以外についても国制度に基づき、生活保護世帯へ助成を行います。

(13) 多様な主体が特定教育・保育制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等があった場合に、支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度において、国が進める施策のひとつで、本市においても、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受入れることが出来る認定こども園に1園が移行しています。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、中学校との連携の推進

本市では、15歳までを見通した、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育を展開し、生きる力を育むことを目的に、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携を推進しています。幼保小連携として、子どもたちが共に過ごし交流する機会を確保するとともに、幼保小連携教育研修会等を通じて、教職員同士が方向性を共有し、指導体制を充実させていきます。また、「小中連携教育」から義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育」へと発展させていきます。

(3) 外国とつながりのある幼児への支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国とつながりのある幼児が今後増えていくことが考えられます。そうした幼児が教育・保育を円滑に利用できるよう、特別な支援が必要となる場合には保護者や幼稚園・保育所等に対して丁寧な支援に取り組みます。

5 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、アンケート調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に教育・保育等の提供を行います。教育・保育の量の見込みには、育児休業満了が原則満1歳到達時（0歳児学年）であることを勘案し、0歳児保育の必要性を含めたうえで、確保方策において提供体制を確保しました。産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供できるよう、幼稚園や保育所等の既存の社会資源を活用するなど提供体制の確保に努めていきます。

6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用し

て虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、早期に児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。国においても児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法を改正し、体罰を明確に禁止する規定や懲戒権の在り方に関する検討規定、躊躇なく一時保護に踏み切れるよう、一時保護等を行う介入の担当者と、保護者支援の担当者の分離、配偶者暴力相談支援センターなどにおけるDV対策との連携などの強化策に取り組むこととしています。

本市では、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点となる「光市子ども相談センターきゅっと」を中心に、児童虐待をはじめとして多様化する相談内容に的確に対応するための体制を強化します。

健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するといった地域での見守り体制を整えるほか、幼稚園・保育所等への園訪問や学校訪問を継続的に実施するなど、教育機関・保育機関やその他の専門機関との連携を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所、児童委員、学校、医療機関など幅広い関係者のネットワークを強化するとともに、研修会への参加等を通じ職員の専門性を高め、体制強化及び資質の向上を図ります。児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合には、県と相互に協力して検証を行い、再発防止のための措置を検討するなど、連携強化を図ります。このほか、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設、児童家庭支援センターや母子生活支援施設等、社会的養護の地域資源活用のため、こうした施設との連携を図っていきます。

【関連事業例】

- ・基本施策 1 個別施策 3 要保護児童対策地域協議会
- ・基本施策 1 個別施策 3 児童虐待対策強化
- ・基本施策 3 個別施策 2 養育支援訪問事業

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに則して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、経済的支援や就業への支援、相談・情報提供機能の強化などを県と連携して総合的に推進します。また、新母子家庭見舞金、交通遺児等福祉手当といった本市独自の経済的支援や、市営住宅への優先入居等の生活支援、母子・父子自立支援員を中心とした相談体制を整え、きめ細やかな支援を行います。

【関連事業例】

- ・基本施策 1 個別施策 3 母子家庭・父子家庭自立支援給付金
- ・基本施策 1 個別施策 3 児童扶養手当
- ・基本施策 1 個別施策 3 ひとり親家庭医療費助成

（３）障害児施策の推進

障害のある子どもが、地域で安定した生活を送るためには、それぞれの発達段階において、専門的な療育や障害の特性にあった教育や支援を受けることが重要です。教育、保健、福祉、医療等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な支援が提供されるよう、支援体制の整備を推進します。

【関連事業例】

- ・基本施策１－個別施策３ 障害児保育・障害児教育
- ・基本施策１－個別施策３ 光っ子教育サポート事業
- ・基本施策１－個別施策３ ことばの教室

７ 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現については、平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、労使を始め国民が積極的に取り組めるよう、国や地方公共団体が支援しながら、社会全体の運動として進められてきました。また、近年は、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための「働き方改革」が推進されており、残業時間の上限規制や年次有給休暇取得の義務づけ、フレックスタイム制の拡充など、制度の整備も進められています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、職場での働き方や家庭での役割分担意識の変革、育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成等について、県と連携して事業者や労働者に対して啓発します。また、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター、病児保育といった、子育てと仕事の両立を図るための基盤整備を行います。

【関連事業例】

- ・基本施策３－個別施策１ 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進
- ・基本施策２－個別施策１ 男女共同参画の推進
- ・基本施策１－個別施策２ 保育事業

第7章 成果指標

3つの基本施策の達成に向けた進捗状況を明らかにし、PDCAサイクルに基づく検証と改善につなげるため、「評価指標」を定めています（第5章の再掲）。また、これらの取組みを進めることにより、子育て支援施策に対する全体的な評価として定めた「成果指標」の達成・向上につなげていくものです。

【評価指標】（再掲）

基本施策	指標名	近況値	目標値（R6）
1 心あたたかい 光っ子が育つ	①子育てに関する講座・イベント等への参加者数	10,943人	12,000人以上
	②地域の子育て支援拠点年間利用者数	17,642人	17,000人以上
	③保育所等における待機児童数	0人	0人
	④放課後児童クラブ（サンホーム）における待機児童数	0人	0人
	⑤「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合	小学校 87.0% 中学校 86.1%	90.0%
	⑥光っ子サポーターによる指導・支援人数	336人	340人
2 このまちで 親になる	①父母がともに子育てに関わっている家庭の割合	就学前 58.1% 小学校 59.0%	65.0%
	②学校給食における光市産品の使用率	25.0%	30.0%
	③妊婦健康診査受診率	96.3%	98.0%
	④「食育」に関心がある人の割合	74.1%	90%以上
	⑤一般不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数	45件	60件以上
	⑥奨学生認定人数	17人	20人以上
3 地域と共に 未来へ向かう	①子育て支援活動に参加している人の割合	13.7%	15.0%
	②地域の行事に参加している児童生徒の割合	72.9%	80.0%
	③中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	109人	150人以上
	④母子保健推進員及び保健師の個別訪問延べ件数	7,646件	7,700件以上
	⑤青少年健全育成活動に参加している人の割合	52.9%	60.0%
	⑥子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数	5,271件	5,000件

※近況値出典：1 ①②③子ども家庭課【H30】 ④文化・社会教育課【H30】 ⑤全国学力・学習状況調査【H30】

⑥学校教育課【H30】

2 ①子ども家庭課【H30】 ②学校給食センター【H30】 ③⑤健康増進課【H30】 ④市民アンケート【H30】

⑥学校教育課【H30】

3 ①⑤市民アンケート【H30】 ②全国学力・学習状況調査【H30】 ③文化・社会教育課【H30】

④健康増進課【H30】 ⑥健康増進課、子ども家庭課（子ども相談センターきゅっと）【H30】

【成果指標】

基本施策	指標名	近況値		目標値（R 6）
		就学前	小学生	
全体	①子育てが楽しいと思う人	95.8%	95.5%	95.0%以上を維持
	②子育てが辛いと思う人	59.3%	49.3%	50.0%以下
	③おっばい都市宣言の認知度 （内容についても知っている）	45.6%	49.2%	50.0%以上
	④光市の子育ての環境や支援への満足度	44.8%	43.8%	50.0%以上

※近況値出典：全体 子ども・子育て支援に関する市民アンケート【H30】

①「とても楽しい」「まあまあ楽しい」の回答割合の合計 ②子育てが辛いと「いつも思う」「時々思う」の回答割合の合計 ③「内容についても知っている」の回答割合 ④「満足度4、5」の回答割合の合計

